

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を</p>

融サービス仲介業者を含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同法第五項第一号に規定する役務の提供

五〇三十九 (略)

四十 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同法第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同法第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十二項に規定する役務の提供

四十一〇四十九 (略)

含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同法第五項第一号に規定する役務の提供

五〇三十九 (略)

四十 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同法第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同法第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十二項に規定する役務の提供

四十一〇四十九 (略)